

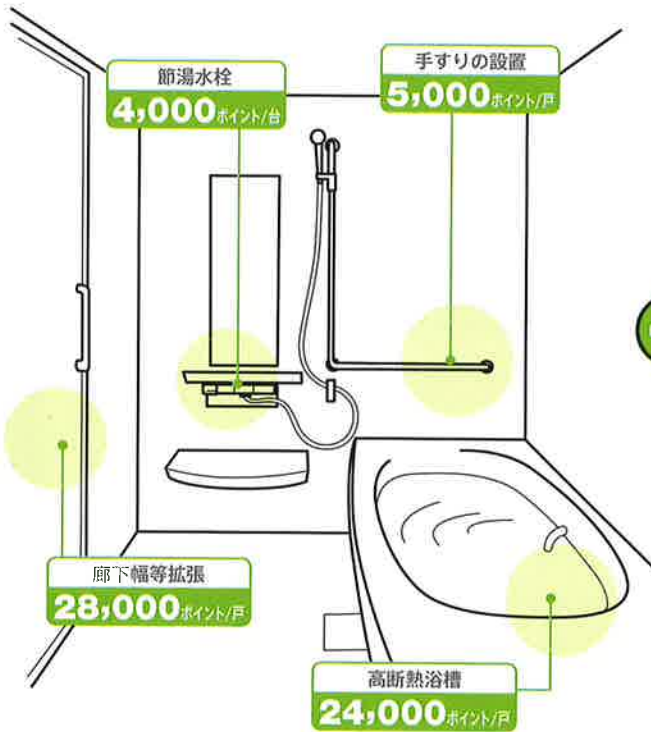
かしこく使おう!



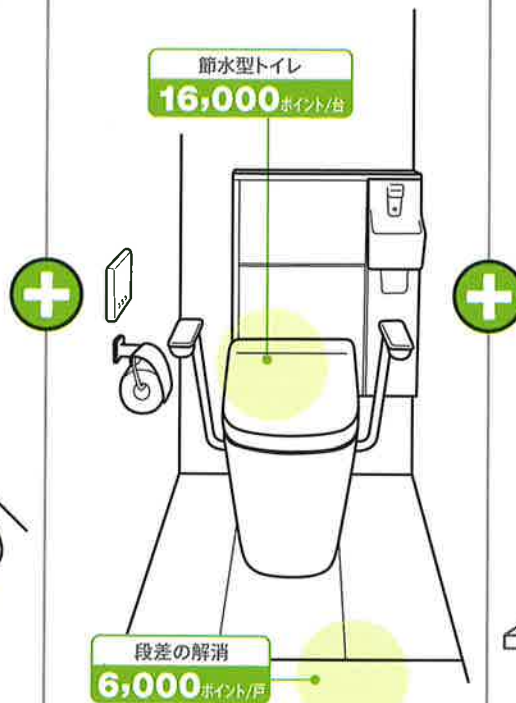
グリーン住宅 ポイント制度



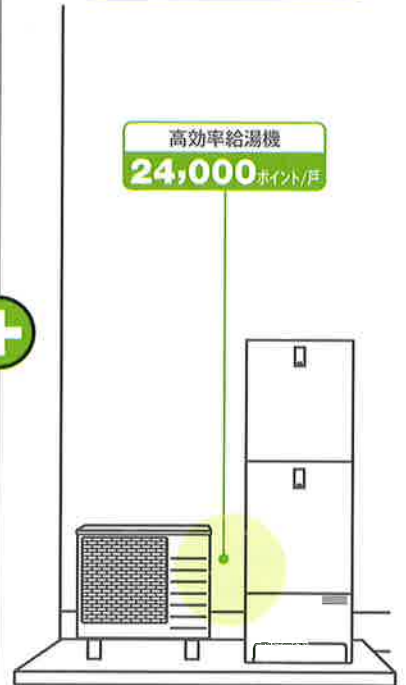
バスルーム



トイレ



高効率給湯機 (エコキュート)



グリーン住宅 ポイント詳細

■エコ住宅設備

高断熱浴槽	24,000ポイント/戸
節湯水栓	4,000ポイント/台
節水型トイレ	16,000ポイント/台
高効率給湯機	24,000ポイント/戸

■バリアフリー改修

手すりの設置 (浴室)	5,000ポイント/戸
段差の解消 (トイレ)	6,000ポイント/戸
廊下幅等拡張	28,000ポイント/戸

合計 **107,000**ポイント

■上記プランで「バスルーム」「トイレ」
「高効率給湯機」をリフォームした場合

合計 **107,000**ポイント **取得!**

ポイント **2**倍

グリーン住宅ポイント制度を活用して
わが家をみなおしてみませんか?

※特例を除いた発行ポイント数が、50,000ポイント未満の場合は発行申請不可。
※実際の工事内容の条件により、ポイントの対象にならない場合があります。ポイントの対象可否は、
グリーン住宅ポイント事務局への問い合わせ、またはホームページ等で詳細をご確認ください。

グリーン住宅ポイント制度が スタートします!



制度の 目的・概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ経済の回復を図るため、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付与する制度です。

新築

最大 **100万**
ポイント

※工事内容・種条件により、ポイントは変わります。

リフォーム

最大 **30万**
ポイント

※但し条件により、最大60万ポイント。

ポイントの**利用方法** (商品は公募、工事の事例は今後発表)

取得ポイントにより、「新たな日常」「環境」「安全・安心」「健康長寿・高齢者対応」「子育て支援、働き方改革」「地域振興」に資する商品交換や、「新たな日常」「防災」に対応した追加工事の費用に充当することができます。



テレワークの設置



開閉可能間仕切り設置



非接触型水栓

追加工事費交換可能!

ポイントの**発行** 2020年12月15日から2021年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象となります。

分類	対象住宅	発行ポイント	
		基本の場合	特例の場合
住宅の新築(持家)	①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万ポイント/戸	100万ポイント/戸
	②省エネ基準に適合する住宅	30万ポイント/戸	60万ポイント/戸

*特例の場合(右のいずれかに該当) ●東京圏から移住するための住宅 ●多子世帯が取得する住宅 ●三世代同居仕様である住宅 ●災害リスクが高い区域から移住するための住宅
※特例の詳細はホームページ等でご確認ください。

分類	対象住宅	発行ポイント
住宅の新築(賃貸)	高い省エネ性能を有する1戸あたりの床面積40㎡以上の住宅	10万ポイント/戸

分類	対象住宅	発行ポイント
既存住宅の購入(持家)	①空き家をバンク登録住宅 ②東京圏から移住するための住宅 ③災害リスクが高い区域から移住するための住宅	30万ポイント/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万ポイント/戸)
	④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万ポイント/戸

分類	対象住宅	発行ポイント
住宅のリフォーム(持家・賃貸)	①省エネ改修(窓・ドアの断熱改修、外壁・屋根・天井又は床の断熱改修、エコ住宅設備の設置)※いずれか必須	上限30万ポイント/戸
	②耐震改修、バリアフリー回収等 ※任意	

[上限特例①]若者・子育て世帯がリフォームを行う場合、上限を45万ポイントに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万ポイントに引上げ)
[上限特例②]若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万ポイントに引上げ

申請開始・対象建材設備の**公募等**

2021年2月頃公表予定

国土交通省
グリーン住宅ポイントお問い合わせ窓口
(専用コールセンター設置までの期間)

☎ **03-6730-5414** 受付時間 9:00~17:00
(土、日、祝日含む)
詳細は国土交通省のホームページでご確認ください
https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000974.html

グリーン住宅ポイント制度の概要

1 制度の目的・概要

高い省エネ性能を有する住宅を取得する者等に対して、商品や追加工事と交換できるポイントを発行することにより、グリーン社会の実現および地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図る。

2 ポイントの発行

令和2年12月15日(閣議決定日)から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入が対象

住宅の新築(持家)

対象住宅	発行ポイント	
	基本の場合	特例の場合*
①高い省エネ性能等を有する住宅 (認定長期優良住宅、認定低炭素建築物、性能向上計画認定住宅、ZEH)	40万Pt/戸	100万Pt/戸
②省エネ基準に適合する住宅 (断熱等級4かつ一次エネ等級4以上を満たす住宅)	30万Pt/戸	60万Pt/戸

* 特例の場合(以下のいずれかに該当)

- ・東京圏から移住^{※1}するための住宅
- ・三世帯同居仕様である住宅^{※3}
- ・災害リスクが高い区域^{※4}から移住するための住宅
- ・多子世帯^{※2}が取得する住宅

既存住宅の購入(持家)

対象住宅	発行ポイント
①空き家バンク登録住宅	30万Pt/戸 (住宅の除却を伴う場合は45万Pt/戸)
②東京圏から移住 ^{※1} するための住宅	
③災害リスクが高い区域 ^{※4} から移住するための住宅	
④住宅の除却に伴い購入する既存住宅	15万Pt/戸

住宅の新築(賃貸)

対象住宅	発行ポイント
・高い省エネ性能を有する(賃貸住宅のトップランナー基準に適合)全ての住戸の床面積が40㎡以上の賃貸住宅	10万Pt/戸

住宅のリフォーム(持家・賃貸)

発行ポイント数 : 1戸あたり上限30万Pt

【上限特例①】若者・子育て世帯^{※5※6}がリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ(既存住宅の購入を伴う場合は、上限60万Ptに引上げ)

【上限特例②】若者・子育て世帯以外の世帯で、安心R住宅を購入しリフォームを行う場合、上限を45万Ptに引上げ

対象工事等		発行ポイント数	
断熱改修	窓・ドア	ガラス	0.2~0.7万Pt/枚
		内外窓	1.3~2万Pt/箇所
	外壁、屋根・天井又は床	ドア	2.4, 2.8万Pt/箇所
		外壁	5, 10万Pt/戸
エコ住宅設備	屋根・天井	1.6, 3.2万Pt/戸	
	床	3, 6万Pt/戸	
耐震改修	太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯器		2.4万Pt/戸
	節水型トイレ		1.6万Pt/台
	節湯水栓		0.4万Pt/台
バリアフリー改修	手すり		0.5万Pt/戸
	段差解消		0.6万Pt/戸
	廊下幅等拡張		2.8万Pt/戸
	ホームエレベーター設置		15万Pt/戸
リフォーム瑕疵保険等への加入	衝撃緩和畳の設置		1.7万Pt/戸
	リフォーム瑕疵保険等への加入		0.7万Pt/契約

いずれか必須

任意

※既存住宅を購入しリフォームを行う場合、各リフォームのポイントを2倍カウント
※上記算定特例を除いた発行ポイント数が5万Pt未満のものはポイントの発行対象外

- ※1)東京圏から移住:一定期間、東京23区内に在住又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)(条件不利地域を除く)に在住し東京23区内へ通勤している者が行う東京圏(条件不利地域を除く)以外への移住
 ※2)多子世帯:18歳未満の子3人以上を有する世帯 ※3)三世帯同居仕様である住宅:調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上が複数箇所ある住宅
 ※4)災害リスクが高い区域:土砂法に基づく土砂災害特別警戒区域又は建築基準法に基づく災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る)
 ※5)若者世帯:40歳未満の世帯、 ※6)子育て世帯:18歳未満の子を有する世帯

3 ポイントの交換対象商品等

- ・「新たな日常」、「環境」、「安全・安心」、「健康長寿・高齢者対応」、「子育て支援、働き方改革」、「地域振興」に資する商品
- ・「新たな日常」(テレワークや感染症予防)及び「防災」に対応した追加工事

※住宅の新築(賃貸)は追加工事のみ

グリーン住宅ポイント制度において発行されたポイントは、ポイントの発行対象となる住宅の建築、販売又はリフォーム工事を実施した工事施工者又は住宅販売業者が行う「新たな日常」に資する追加工事又は防災に資する追加工事に充当することができます。

想定される具体的な工事の内容については、下表の工事例をご確認ください。なお、工事例に該当しない工事であっても、工事目的のために行う工事は幅広く対象とすることができますが、インテリア用品や家電等の容易に持ち出せる物品の購入・搬入は工事に該当しませんので、ご注意ください。

①「新たな日常」に資する追加工事

工事目的		工事例
ワークスペース設置	屋内ワークスペースの設置	造り付けデスクカウンターの設置
		本棚・棚・引き出しの設置
	テレワーク関連設備の設置	間仕切り（ロールスクリーン、パーテーション）の設置
		システムキッチンのカウンターやキャビネットの設置
		天井・壁に固定する照明器具の設置（配線、ライティングレールの設置を含む）
間取りの変更	天井・壁に固定する映像装置（プロジェクター、モニター）の設置	
	天井・壁に固定するスピーカーの設置	
	コンセント・電源の設置（配線、分電盤工事を含む）	
	インターネット環境の設置（回線の引込み、居室への配線）	
屋外ワークスペースの設置	間仕切壁・格子壁の設置・撤去	
	天井、床の設置・撤去	
（共同住宅における）共用ワークスペースの設置	居室内の窓・格子窓の設置・撤去	
	窓、ドアの設置・撤去	
音環境向上工事	防音設備の設置	収納（クローゼット、押入、納戸、床上げ畳収納）の設置・撤去
		プレハブ・ユニットハウス・ワークハウスの設置
		日よけ・シェードの設置、テラス屋根・囲いの設置
		共用ワーキングスペースの設置
		防音室の設置
空気環境向上工事	換気設備等の設置	壁・二重窓・ドアの設置
		内窓の設置
		外窓の交換
		防音換気設備の設置
		防音フローリングの設置
菌・ウイルス拡散防止工事	非接触型設備の設置	換気扇の設置
		網戸の設置
		ルームエアコンの設置
		換気・通風機能付きドアの設置
		畳（い草製）の設置
家事負担軽減に資する工事	キッチン周りの設備の設置	珪藻土の塗壁工事
		調湿性のあるタイル、壁紙の設置工事
		壁・床・手すり・ドアノブの設置
		抗菌壁紙の設置
		抗菌水栓の設置
家事負担軽減に資する工事	浴室周りの設備の設置	タッチレス水栓の設置
		タッチレス玄関ドアの設置
		タッチレス照明スイッチの設置
		自動開閉窓・ドアの設置
		セカンド洗面台の設置
家事負担軽減に資する工事	洗面所周りの設備の設置	外部水栓、手洗い器の設置
		壁・床・手すり・ドアノブの設置
		抗菌壁紙の設置
		抗菌水栓の設置
		キッチンに設置する収納
家事負担軽減に資する工事	トイレ周りの設備の設置	脱衣所・洗面所に設置する収納
		トイレに設置する収納
		ビルトイン食器洗機の設置
		掃除しやすいレンジフードの設置
		ビルトイン自動調理コンロの設置
家事負担軽減に資する工事	家事負担を軽減する収納の設置	デイスポーターの設置
		浴室乾燥機の設置
		浴室乾燥暖房機の設置
		自動浴槽洗浄システムの設置
		サンルームの設置
家事負担軽減に資する工事	家事負担を軽減する収納の設置	衣類乾燥機の設置
		掃除しやすいトイレの設置
		宅配ボックスの設置
		（共同住宅における）宅配ボックスの設置
		キッチンに設置する収納

②防災に資する追加工事

工事目的		工事例
停電・断水対策	蓄電池の設置	配線・分電盤工事を含む
		太陽光発電の設置
		配線・分電盤工事を含む
		V2H・EV充電設備の設置
		配線・分電盤工事を含む
		家庭用燃料電池の設置
		非常用発電設備の設置
		配線・分電盤工事を含む
水害・台風対策	屋根瓦の飛散防止	配管工事を含む
		配管工事を含む
		蓄電・発電設備の架台設置
		エアコン室外機の架台設置
		高耐久性な瓦の設置
水害・台風対策	窓ガラスの飛散防止	飛散防止ネットの設置
		瓦止め（接着剤、漆喰）の敷設
		安全ガラス、雨戸、窓シャッター、ブラインドの設置
地震対策 （躯体に関する耐震対策を除く）	感震ブレーカーの設置	安全ガラスの設置
		家具固定器具の設置
		窓ガラスの飛散防止

＜注意事項＞

- ・ポイントを追加工事に交換する場合、追加工事の実施が確認できる追加工事の請負契約書又は本体工事の請負契約書に付属する見積明細書等の提出が必要です。
- ・申請に必要な書類や提出方法は、事務局が後日公表する申請の手引きを必ずご確認ください。

住宅取得を応援します！ メリットが出る 4つの支援策！



- ① 住宅ローン減税の控除期間が13年間
- ② すまい給付金は最大50万円
- ③ 贈与税非課税枠は最大1,500万円
- ④ 新築最大40万円相当
リフォーム最大30万円相当
グリーン住宅ポイント制度を創設
(一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ。
既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に)

併用可能です！

※裏面の(注)を参照

詳細は裏面をご覧ください



【4つの支援策それぞれの要点】



1 住宅ローン減税の控除期間が13年間

概要

住宅ローン減税の控除期間13年の措置の継続。適用年の11～13年目までの各年の控除限度額は、以下のいずれか小さい額。

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円※を限度)×1%
 - ・建物購入価格(4,000万円※を限度)×2/3%(2%÷3年)
※長期優良住宅や低炭素住宅の場合：借入金年末残高の上限5,000万円、建物購入価格の上限5,000万円。
- また、上記の措置が適用となる場合、住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40㎡以上に緩和。

対象者

消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得、リフォームに係る契約を以下の期間に締結し、令和4年末までに入居した方

- ・注文住宅の場合：令和2年10月～令和3年9月末
- ・その他の場合：令和2年12月～令和3年11月末

※40㎡台は令和3年1月～令和4年末に入居した方

●お問合せ先 国土交通省住宅局住宅企画官付
☎03-5253-8111(代表)

2 すまい給付金は最大50万円

概要

収入に応じて現金を給付。収入の目安は775万円以下、給付額は最大50万円。

対象者

消費税率10%が適用される新築、中古住宅の取得で、令和3年12月末までに引渡しを受け、入居した方

- ※住宅ローン利用／現金取得のいずれの場合も対象
- ※住宅ローン減税の契約期間と入居期限の延長、床面積要件の緩和に応じた措置を実施予定

●お問合せ先 すまい給付金事務局
<http://sumai-kyufu.jp>

 **0570-064-186** ナビダイヤルは通話料がかかります

受付：9時～17時／土・日・祝を含む／
PHS や一部の IP 電話からは 045-330-1904

3 贈与税非課税枠は最大1,500万円

概要

父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得等資金の贈与を受けて消費税率10%が適用される住宅を取得等した場合、最大1,500万円までの贈与が非課税(消費税率10%が適用されない場合は最大1,000万円)。また、住宅の床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の方に限り、40㎡以上に緩和。

対象者

新築・中古住宅の取得、リフォームに係る契約を令和3年12月末までに締結した方

※40㎡台は令和3年1月以降に贈与を受けた方

●お問合せ先
国土交通省住宅局住宅企画官付
☎03-5253-8111(代表)

4 新築最大40万円相当。リフォーム最大30万円相当。グリーン住宅ポイント制度を創設。

(一定の要件を満たす場合、新築最大100万円相当に引き上げ、既存住宅の購入や賃貸住宅の建設もポイント対象に)

概要

一定の省エネ性能を有する住宅の新築(持家・賃貸)、一定のリフォームや既存住宅の購入を行う場合、商品や一定の追加工事と交換可能なポイントを付与

対象者

一定の住宅の新築(持家・賃貸)・リフォーム、既存住宅の購入で、令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した方

●お問合せ先 住宅ポイント制度お問合せ窓口
☎03-6730-5414

受付：9時～17時／土・日・祝を含む

(注)②～④を住宅ローン減税と併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引くことが必要になる場合があります。

詳しくは国土交通省のHPへ <http://www.mlit.go.jp>

